

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	第1又は第2種低層住居専用地域で一団地の住宅施設として都市計画決定された内容に適合した建築物の容積率等の特例認定	
根拠法令・条項	建築基準法第86条の6第2項	
所管課	建築安全課	
審査基準	<p>当該認定については、実績が乏しく、建築事情も個々に異なることから、審査基準の設定は困難であるので、法令に準じて審査を行う。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	認定については、30日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	